

私道への公共下水道設置取扱要綱

平成元年7月25日決裁

改正 平成4年8月26日決裁

改正 平成9年2月18日決裁

改正 平成15年1月14日決裁

改正 平成18年4月14日決裁

改正 平成22年3月31日決裁

改正 平成27年1月21日決裁

改正 平成27年3月30日決裁

改正 令和2年6月30日決裁

改正 令和3年7月5日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市下水道条例施行規程（昭和36年岐阜市水道部管理規程第3号。以下「規程」という。）第8条の規定に基づき公共下水道を私道へ設置する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び岐阜市法定外公共物管理条例（平成16年岐阜市条例第54号）第2条第1号に規定する法定外道路等以外の道路又は通路であって、当該道路又は通路の所有者（以下「私道所有者」という。）が個人又は法人であり、かつ、一般の通行の用に供されているものをいう。ただし、私道の入口に門扉その他これに類するものが設置され、宅地の一部と認められるもの及び官公社宅等の敷地内のものを除く。
- (2) 私道下水道 この要綱に基づき、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が私道に設置し又は寄附を受け、維持管理を行う公共下水道をいう。
- (3) 共用排水設備 共同利用することを目的として私道又は宅地内に設置する排水設備等であって、私道下水道以外のものをいう。

(適用区域)

第3条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域に適用する。

(私道下水道の設置)

第4条 私道下水道は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、使用者の申請に基づき予算の範囲内で設置するものとする。

- (1) 私道の幅員が1.8メートル以上あり、かつ、工事可能で道路としての区画形質を有していること。
 - (2) 私道下水道の即時下水道使用戸数が2戸以上あること。ただし、アパート、集合住宅、ビル等は、1棟1戸として算出する。
 - (3) 管理者が私道下水道を設置し、及び必要な維持管理を行うため、私道を無償で使用することについて、当該私道の所有者の全員が承諾していること。
 - (4) 私道及び私道下水道を使用する建物の敷地である土地に対して課された岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年岐阜市条例第21号)第1条に規定する受益者負担金の滞納がないこと。
 - (5) 私道下水道の設置の申請の際現に下水道を使用している者がいる場合は、その者が下水料金を滞納していないこと。
- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、公益上特に必要と認める私道について、私道下水道の設置及び維持管理に支障がないと認めるときは、前項第1号、第2号及び第4号の要件を緩和することができる。
- 3 管理者は、既に私道に設置されている共用排水設備を廃止し、これに替えて私道下水道を設置することができる。この場合において、第1項各号の要件のほか、私道下水道の設置を申請する者は、次の各号の要件を満たさなければならない。
- (1) 共用排水設備の廃止に要する費用を負担すること。
 - (2) 公共下水道設置工事の際に、岐阜市排水設備基準に適合する取付管及び取付栓の工事を行うこと。
- (私道下水道の維持管理)
- 第5条 私道下水道の維持管理は、私道部分の取付管を含め、管理者が行う。
- 2 私道所有者は、前項の維持管理に関し次の各号に掲げる義務を負う。
- (1) 私道を他人に譲渡し、又は新たな権利を設定しようとするときは、譲渡を受け、又は権利を取得する者に対し、管理者が私道を使用する権利を承継させなければならない。
 - (2) 私道に設置された下水道に関し新たに排水設備の接続申請があつた場合は、私道への排水設備の設置及び当該設置に伴う土地の使用について承諾しなければならない。
- (私道下水道の設置申請)

第6条 私道下水道の設置申請は、代表者を定め、使用者全員が共同でしなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、私道への下水道設置申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 土地使用承諾書（様式第2号）
- (2) 私道所有者の印鑑登録証明書
- (3) 位置図
- (4) 公図及び登記事項要約書
- (5) 即時下水道使用者にあっては、規程第9条に規定する工事申込書及び施行承認申請書の写し
- (6) 共用排水設備の廃棄を伴う場合にあっては、既設共用排水設備廃棄承諾書（様式第3号）
- (7) 既に受益者負担金が賦課されている場合にあっては、下水道使用者の下水道受益者負担金納付証明書
- (8) 既に下水道を使用している場合にあっては、下水道使用者の下水料金納付証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

3 管理者は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、必要な調査を行い、私道下水道の設置の可否を決定し、私道への下水道設置（承認・却下）通知書（様式第4号）により代表者に通知するものとする。

（私道下水道の設置工事）

第7条 管理者は、前条第3項の規定による承認をしたときは、私道下水道の設置工事を施工するものとする。

2 前項の設置工事に伴う復旧工事は、原則として原形復旧とする。

3 前条第2項第5号の工事申込書並びに施行承認申請書を提出した使用者は、私道下水道工事完了後、速やかに宅地内排水設備等の設置工事に着手しなければならない。

（私道下水道の変更及び廃止）

第8条 私道下水道を変更し、又は廃止しようとする者（以下「変更等申請者」という。）は、私道に設置された下水道の（変更・廃止）申請書（様式第5号）に下水道の使用者及び利害関係人の同意書（様式第6号）を添えて、あらかじめ管理者に提出し、管理者の承認を得なければならない。

- 2 管理者は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、必要な調査を行い、私道下水道の変更又は廃止の可否を決定し、私道に設置された下水道の（変更・廃止）（承認・却下）通知書（様式第7号）により変更等申請者に通知するものとする。
- 3 私道下水道の変更又は廃止に要する費用は、変更等申請者の負担とする。

（私道下水道の廃止又は変更に係る工事）

第9条 変更等申請者は、私道下水道の廃止又は変更に係る工事（以下「廃止変更工事」という。）を施工しようとするときは、下水道工事承認申請書（様式第8号）に下水道工事施工確約書（様式第9号）を添えて、管理者に提出し、承認を得なければならない。

- 2 管理者は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、必要な審査を行い、下水道工事承認書（様式第10号）により承認するものとする。
- 3 管理者は、前項の規定により廃止変更工事を承認する場合において、必要な条件を付すことができる。
- 4 変更等申請者は、廃止変更工事について、管理者の承認後、廃止変更工事を施工する者（以下「施工者」という。）を工事施工者届（様式第11号）により管理者に提出しなければならない。
- 5 施工者は、工事完成後、管理者の検査を受けなければならないものとする。なお、管理者が修補の必要があると認めた場合には、施工者は、速やかに修補を行い、管理者の確認を受けなければならない。

（廃止変更工事により設置された施設の管理引継ぎ）

第10条 変更等申請者は、廃止変更工事において、管理者に引き継ぐ下水道施設を設置したときは、工事が完成し、管理者の検査に合格した後、速やかに下水道施設の管理引継申請書（様式第12号）を管理者に提出し、承諾を得なければならない。

- 2 管理者は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、必要な審査を行い、下水道施設の管理引継承諾書（様式第13号）により承諾するものとする。
- 3 管理者は、前項の規定により管理引継を承諾する場合において、必要な条件を付すことができる。

（既設共用排水設備の寄附）

第11条 管理者は、共用排水設備で、第4条第1項各号の要件に加え、次の各号の要件を満たすもの（以下「既設共用排水設備」という。）の寄

附を受けたときは、既設共用排水設備を私道下水道とみなして、第5条の規定を適用するものとする。

(1) 既設共用排水設備は本管口径が150ミリメートル以上のビニル管で、末端に公道用マンホールを有し、かつ、取付管及び取付枠については管理者が別に定める排水設備工事施工基準に適合していること。

(2) 流下機能が正常であること。

(寄附申請)

第12条 前条の規定による寄附の申請は、代表者を定め、既設共用排水設備の設置者全員が共同でしなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、既設共用排水設備寄附申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出するものとする。

(1) 既設共用排水設備寄附承諾書（様式第15号）

(2) 土地使用承諾書（様式第2号）

(3) 私道所有者の印鑑登録証明書

(4) 位置図

(5) 公図及び登記事項要約書

(6) 既に受益者負担金が賦課されている場合にあっては、下水道使用者の下水道受益者負担金納付証明書

(7) 既に下水道を使用している場合にあっては、下水道使用者の下水料金納付証明書

(8) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める図書

3 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、既設共用排水設備の寄附受諾の可否を決定し、既設共用排水設備寄附受諾（承認・却下）通知書（様式第16号）により代表者に通知するものとする。

4 既設共用排水設備の所有権は、前項の規定による承認の日に岐阜市に移転するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第6条関係）

（表）

（　　／　　枚の内）

年　　月　　日

（あて先）

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申請代表者

住所

氏名

電話

私道への下水道設置申請書

私道への下水道の設置を下記の使用者全員をもって申請します。

申請に当たっては裏面の事項を遵守します。

申請の場所　　岐阜市

住　　所　　(使　用　者)	氏　　名　(使　用　者)

※複数枚使用して提出する場合、2枚目以降については申請代表者の記入は不要です。

[遵守事項]

- 1 施行承認申請書を提出している申請者は、私道への下水道設置工事の完了後速やかに宅地内排水設備の設置工事に着手します。
- 2 私道に、工作物を設置する場合は、下水道の維持管理に支障がないようにします。もし、支障又は支障のおそれがあるときは、岐阜市上下水道事業部と協議します。その結果、下水道の支障移転又は防護などの工事の必要が生じた場合は、要する費用のすべてを関係者一同で負担します。
- 3 私道に設置された下水道に關し新たに排水設備の接続申請があった場合は、私道への排水設備の設置及び当該設置に伴う土地の使用について承諾します。
- 4 上記項目に違反したため、下水道の維持管理に支障が生じた結果、私たちの排水設備又は排水に支障が生じても異議を申しません。

添付書類

- (1) 土地使用承諾書（様式第2号）
- (2) 私道所有者の印鑑登録証明書
- (3) 位置図
- (4) 公団、登記事項要約書（各1部）
- (5) 工事申込書並びに施行承認申請書（使用者全員・2戸以上）
- (6) 既設共用排水設備廃棄承諾書（様式第3号・廃棄が伴う場合のみ）
- (7) 下水道受益者負担金納付証明書（既に受益者負担金賦課済みの場合のみ）
- (8) 下水料金納付証明書（既に下水道を使用している場合のみ）

年　月　日

（あて先）

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

土地使用承諾書

このたび、私たちが所有する私道に岐阜市上下水道事業部が下水道を設置することについて、異議なく同意し下記事項を遵守します。

土地の所在地（私道）	土地所有者住所	氏名（実印）

※印鑑登録証明書を添付してください。

※世帯単位ごと等、必要に応じて複数枚使用し提出してください。

記

〔遵守事項〕

- 私道は、将来にわたって現状のままとし、公道に準ずる道路として使用します。
- 私道への下水道の設置に伴う土地使用料は無償とし、使用期間は下水道の存置期間とします。
- 私道を他人に譲渡し、又は新たな権利を設定しようとするときは、その譲渡を受け、又は権利を取得する者に対し、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が無償で当該私道を使用する権利を承継します。
- 私道に設置された下水道に関し新たに排水設備の接続申請があった場合は、私道への排水設備の設置及び当該設置に伴う土地の使用について承諾します。
- 下水道設置後に、当該下水道の維持管理上の修繕及び改良に係る工事が必要となった場合に、岐阜市上下水道事業部が土地を掘削し使用することを承諾します。
- 舗装復旧等は、岐阜市が管理する道路に準じた復旧方法とすることを承諾し、下水道の設置から2年経過後は、自らの責任において管理します。
- 私道に工作物を設置する場合は、下水道の維持管理に支障がないようにします。
もし、支障又は支障のおそれがあるときは、岐阜市上下水道事業部と協議します。
その結果、下水道の支障移転又は防護などの工事の必要が生じた場合は、要する費用のすべてを関係者一同で負担します。
- 私道に設置された下水道を変更又は廃止しようとする者は、私道に設置された下水道の使用者及び利害関係者の同意書を添え、管理者の承認を受けます。この場合において、当該変更又は廃止に要する費用は、その変更又は廃止をしようとする者が負担します。

年 月 日

(あて先)

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

既設共用排水設備廃棄承諾書

私道に、岐阜市上下水道事業部が下水道を設置するに当たり、私たちが所有する既設の共用排水設備を廃棄することを承諾し、廃棄に伴う撤去費用を負担します。

なお、既設の共用排水設備の廃棄に関して、岐阜市上下水道事業部に何ら金銭的補償は求めません。

既設共用排水設備を廃棄する私道等の所在地

岐阜市 地内

廃棄する排水設備	陶管	φ	mm	延長	m

污水栓	φ	mm	個数	個

住 所	氏 名	利害関係 (該当するものに○)
		・共用排水設備使用者 ・共用排水設備所有者

※共用排水設備を所有し、又は使用する全ての利害関係者の承諾を得てください。

※必要に応じて複数枚使用し提出してください。

岐阜市水 第 号
年 月 日

申請代表者

様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

私道への下水道設置（承認・却下）通知書

年 月 日付け申請のあった岐阜市

地内の

私道への下水道設置申請について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、審査結果、条件、理由等については、各申請者に周知徹底してください。

記

承認	条件	私道への下水道設置申請書及び土地使用承諾書の記載事項を遵守すること。
却下	理由	

施工予定年月日

年 月頃

年 月 日

（あて先）
岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所
氏名
電話

私道に設置された下水道の（変更・廃止）申請書

私道に設置された下水道を（変更・廃止）したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、当該下水道の（変更・廃止）に要する費用は負担します。

記

1 下水道を（変更・廃止）する私道の所在地

岐阜市 地内

2 理由

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 公図、登記事項要約書
- (3) 私道に設置された下水道の使用者及び利害関係者の同意書
- (4) 私道に設置された下水道の（変更・廃止）前後対象図

※（変更・廃止）の不要な文字は_____で消してください。

同 意 書

下記の私道に設置された下水道を別紙図面のとおり（変更・廃止）することに同意します。

また、変更の場合にあっては、その変更された新たな下水道を当該私道の下水道とすることに同意します。

私道の所在地 岐阜市

地内

住 所（現住所）	氏 名	利害関係 (該当するものに○)
		・下水道使用者 ・排水設備所有者 ・私道所有者 ・その他 ()

※（変更・廃止）の不要な文字は_____で消してください。

※必要に応じて複数枚使用し提出してください。

岐阜市水 第 号
年 月 日

申請者

様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

私道に設置された下水道の（変更・廃止）（承認・却下）通知書

年 月 日付け申請のあった岐阜市

地内の

私道に設置された下水道の（変更・廃止）申請について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

承認	条件	<ul style="list-style-type: none">私道に設置された下水道の（変更・廃止）に要する費用は、すべて（変更・廃止）しようとする者が負担すること。私道に設置された下水道の（変更・廃止）に係る工事について、事前に岐阜市上下水道事業部と協議のうえ、管理者の承認を受けること。私道に設置された下水道の（変更・廃止）に係る工事は、岐阜市上下水道事業部指定工事店（下水道排水設備指定工事店）又は指名業者（建設工事）にて施工すること。
却下	理由	

下水道工事承認申請書

(あて先)

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申 請 者 住所
氏名
電話 () —

下水道法第16条の規定により、下記のとおり下水道工事の承認を申請します。
なお、別紙下水道工事施工確約書を遵守します。

記

工事の場所	岐阜市
工事の目的	
工事の数量	
工事の実施方法	・開削 　・推進 　・その他 ()
工事の期間	承認の日から 年 月 日 まで

(担当者氏名 : 電話)

※添付書類

- (1) 下水道工事施工確約書
- (2) 位置図（縮尺 1/25,000 程度）
- (3) 施設平面図（縮尺 1/500 程度）
- (4) 施設縦断図（縮尺 1/500 程度）
- (5) 施設構造図
- (6) 標準断面図（掘削幅、砂基礎、埋戻し、舗装復旧の各寸法及び材料を明記）
- (7) その他管理者が必要と認める図書

下水道工事施工確約書

- 1 下水道工事は、岐阜市上下水道事業部指定工事店（下水道排水設備指定工事店）又は指名業者（建設工事）にて施工します。
- 2 工事施工者届等必要書類を提出し、使用材料の検査を受けてから工事に着手します。工事完成後、完成届等必要書類を提出し、岐阜市上下水道事業部の検査を受けます。なお、完成後の検査が不可能な箇所については、岐阜市上下水道事業部と協議し、必要に応じて中間検査を受けます。
- 3 下水道工事において、既設管接続部の処理作業など重要な作業部分については、事前に岐阜市上下水道事業部と協議し、岐阜市上下水道事業部職員の立会いのもと施工します。
- 4 私有地内の廃止する下水道施設は自らの責任において適切に処理し、下水道施設の廃止に関して生じた損害については、岐阜市上下水道事業部に何ら補償を求めません。
- 5 下水道施設については無償寄附とし、完成検査後、速やかに完成検査結果表等必要書類と共に管理引継申請書を提出します。
- 6 下水道工事について、事前に私道の土地所有者等の利害関係者に工事の内容を説明し、承諾を得たうえで、施工します。
- 7 管理引継後、当該下水道工事に申請者の責による不適合箇所が2年以内に発見された場合は、申請者がその費用を負担し、責任をもって対応します。

岐阜市指令水 第 号
年 月 日

様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

下水道工事承認書

年 月 日付けにて申請のありました、岐阜市
きましては、下記の条件をもって承認します。

地内の下水道工事につ

記

1. 承認の条件

- (1) 工事施工者届、現場代理人・主任技術者・監理技術者届、主任技術者・現場代理人経歴書、資格証明書の写し、材料検査（試験）願、施工計画書等必要書類を提出し、使用材料の検査を受けてから工事に着手すること。
- (2) 工事完成後、完成届、工事出来形表、家屋別管口設置位置表届、使用材料集計表、工事写真等必要書類を提出し、岐阜市上下水道事業部の検査を受けること。なお、完成後の検査が不可能な箇所については、岐阜市上下水道事業部と協議し、必要に応じて中間検査を受けること。
- (3) 完成検査後、完成検査結果表、完成検査写真を提出すること。
- (4) 工事の着工前には、市の立会いを受けること。
- (5) 工事写真は、「写真管理基準」に基づき撮影すること。
- (6) 下水道工事施工確約書を遵守すること。
- (7) 工事に当たっては、『上下水道工事共通仕様書』（最新版）を遵守することとするが、その他諸条件に定めていない事項や疑義については、別途協議するものとする。

年 月 日

工事施工者届

(あて先)

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

届出者 住所
氏名
電話 () —

年 月 日付け岐阜市指令水 第 号において承認されました岐阜市
地内の下水道施設については、下記業者にて施工します。

記

1 施工業者 業者名 : _____

住 所 : _____

電 話 : () —

年 月 日

（あて先）

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申請者住所

氏名

電話（ ）-

下水道施設の管理引継申請書

年 月 日付けで承認されました岐阜市
下水道施設について検査の上、管理引継を申請します。

地内の

記

1 下水道施設の所在 岐阜市

施設の種類	規 格	数量	備考

2 工事完了年月日 年 月 日

3 承認書番号 年 月 日 岐阜市指令水 第 号

4 工事施工者 住所
 氏名

（担当者氏名： 電話 ）

岐阜市水 第 号
年 月 日

様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

下水道施設の管理引継承諾書

年 月 日付けにて管理引継申請のありました、岐阜市 地内の
下水道施設については、 年 月 日の完成検査の結果良好でしたので、下記のとおり岐阜市上下水道事業部への管理引継を承諾します。

記

1 引継物件	岐阜市	地内
	【施設名】	【数量】
	_____	_____
	_____	_____
	_____	_____

2 引継承諾年月日 年 月 日

3 引継承諾条件

- (1) 上記引継物件は無償寄附とし、引継承諾年月日をもって岐阜市上下水道事業部に所有権移転とすること。
- (2) 道路形状は、将来にわたって現状のままとするが、やむを得ず形状変更を行う場合は、事前に岐阜市上下水道事業部と協議すること。その結果、移転又は防護工事の必要が生じた場合は、原因者の費用負担とすること。
- (3) 下水道施設の維持管理における道路上での作業（掘削を含む）について、申請者、土地の所有者は異議を申し出ないこと。
- (4) 下水道施設が埋設されている土地の所有権を移転する場合には、当該所有権の移転を受ける者に対し前2項の条件を遵守するよう責任を持って引き継ぐこと。
- (5) 管理引継後、当該下水道工事に申請者の責による不適合箇所が2年以内に発見された場合は、申請者がその費用を負担し、責任をもって対応すること。

年 月 日

(あて先)

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

既設共用排水設備寄附申請書

申請代表者 住所
氏名
電話

下記の既設共用排水設備を寄附したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 共用排水設備の所在地 岐阜市
- 2 共用排水設備の内容 ビニル管 ϕ mm 延長 m
マンホール ϕ mm 個数 個
- 3 共用排水設備が設置されている道路の幅員
道路幅員 (現況 m)
- 4 利用している戸数 住宅等 戸
- 5 添付書類
 - (1) 既設共用排水設備寄附承諾書 (様式第 15 号)
 - (2) 土地使用承諾書 (様式第 2 号)
 - (3) 私道所有者の印鑑登録証明書
 - (4) 位置図
 - (5) 公図、登記事項要約書 (各 1 部)
 - (6) 下水道受益者負担金納付証明書 (既に受益者負担金賦課済みの場合のみ)
 - (7) 下水料金納付証明書 (既に下水道を使用している場合のみ)

年 月 日

(あて先)

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

既設共用排水設備寄附承諾書

このたび、私たちが所有する下記の既設共用排水設備を岐阜市に下記事項を遵守し寄附することを承諾します。

1 排水設備の場所	岐阜市	地内
2 排水設備の規模	ビニル管 φ mm 延長 m マンホール φ mm 個数 個	

住 所	氏 名	利害関係 (該当するものに○)
		・共用排水設備使用者 ・共用排水設備所有者

※共用排水設備を所有し、又は使用する全ての利害関係者の承諾を得てください。

※必要に応じて複数枚使用し提出してください。

記

〔遵守事項〕

- 私有地道路に、工作物を設置する場合は、下水道の維持管理に支障がないようにします。もし、支障又は支障のおそれがあるときは、岐阜市上下水道事業部と協議します。その結果、下水道の支障移転又は防護などの工事の必要が生じた場合は、要する費用のすべてを関係者一同で負担します。
- 私道に設置された下水道に関し新たに排水設備の接続申請があった場合は、私道への排水設備の設置及び当該設置に伴う土地の使用について承諾します。
- 上記項目に違反したため、下水道の維持管理に支障が生じ、私たちの排水設備又は排水に支障が生じても異議を申しません。

岐阜市水 第 号
年 月 日

申請代表者

様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

既設共用排水設備寄附受諾（承認・却下）通知書

年 月 日付け申請のあった岐阜市

地内の

既設共用排水設備寄附申請について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、審査結果、条件、理由等については、各申請者に周知徹底してください。

記

承認	条件	既設共用排水設備寄附承諾書及び土地使用承諾書の記載事項を遵守すること。
却下	理由	

寄附予定年月日

年 月 日